



府子本第910号
3初幼教第13号
子少発0909第1号
子保発0909第1号
健健発0909第1号
令和3年9月9日

各 〔 都 道 府 県 〕 子ども・子育て支援担当部（局）長 殿
〔 市 区 町 村 〕 児童福祉主管部（局）長
認定こども園主管課長

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公印省略)
厚生労働省健康局健康課長
(公印省略)

管理栄養士国家試験の受験資格における実務期間の取扱いについて（周知）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2の規定に基づき実施する第36回管理栄養士国家試験（令和4年2月27日（日）実施予定）については、令和3年7月30日付けの官報により公告されたところですが、下記のとおり、第36回管理栄養士国家試験を含む今後の管理栄養士国家試験においては、栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許取得後に調理員等として雇用された者であっても、一定の期間以上栄養指導業務に専従している場合は、受験資格を満たすものとしています。

貴職におかれては、教育保育施設等に対して周知いただくようお願いします。

なお、本通知に記載されている事項以外の管理栄養士国家試験の受験資格等に係る詳細につきましては、下記厚生労働省ホームページでも掲載している、第36回管理栄養士国家試験の受験要領を御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 受験資格について

栄養士養成施設を卒業した者は、栄養士免許取得後、厚生労働省令で定める施設において、修業年限に応じて、一定期間以上栄養の指導に従事した実務期間があれば、管理栄養士国家試験を受験することができます。

第36回管理栄養士国家試験を含む今後の管理栄養士国家試験においては、当該施設における採用職種にかかわらず、栄養士免許取得後、栄養指導業務に専従した期間をこの実務期間とみなすこととしています。

なお、栄養指導業務に専従した期間を実務期間とみなすものであり、栄養指導業務以外の業務を同時に行っている場合は実務期間とはみなさないことに御留意ください。

※ 栄養指導業務：献立作成、食品材料の選択、栄養に関する教育、栄養に関する調査研究、栄養行政に関する業務、栄養に関する相談・指導、栄養に関する知識の普及向上

2 栄養指導業務の実務証明について

管理栄養士国家試験の受験を希望する者が管理栄養士国家試験の受験申請を行う際には、栄養指導業務の実務期間について、その勤務する施設の施設長等から証明を受けた証明書を添付いただく必要があります。

貴職におかれては、貴管内の施設の施設長等に対し、管理栄養士国家試験の受験を希望する者が、その施設において栄養指導業務に専従している場合は、採用職種にかかわらず実務期間を確認した上で、実務証明書の様式に沿って証明を行っていただくよう、御指導をお願いします。

(参考)

第36回管理栄養士国家試験について (令和3年9月10日(金)掲載予定)

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kanrieiyoushi/about.html

【管理栄養士国家試験に関する問合せ先】

厚生労働省健康局健康課栄養指導室

栄養管理係

TEL : 03-5253-1111 (内線 2972、2953)